

## 条例の概要(たたき)

### 前文

#### 基本理念

・「手話は言語」

- ・高齢の方、中途失聴の方等への文字によるコミュニケーション支援
- ・聴覚障害者の暮らしに根付いた手話の理解・普及
- ・聴覚障害者の主体的な社会参加を目指す

### 関係者の責務・役割・連携

京都府の責務

市町村の責務・役割・連携

事業者の責務・役割・連携  
 ・ふみこんだ内容に  
 ・大学の責務  
 ・民生委員の役割

府民の責務・役割・連携

### 基本的な施策

#### 手話が言語である

手話を獲得する(乳幼児期の手話習得)  
 ・ろう教育における手話の位置づけ

手話を習得する(成人聴覚障害者等の手話習得)  
 ・高齢難聴者・中軽度難聴者・インテグレートした聴覚障害児への手話学習機会の保障

手話で学ぶ(教育機関での手話の保障)  
 ・大学における聴覚障害学生への情報保障

・手話を広める(一般府民・事業者)  
 ・大学での手話普及・啓発  
 ・医療機関・教育機関・一般企業などへの手話普及

#### 情報コミュニケーション保障の充実

・手話の使用を含む多様な  
 情報コミュニケーション方法の保障

・コミュニケーションの支援  
 (労働・教育・日常生活 等)  
 ・大学における聴覚障害学生への情報保障

### くらしの基盤整備

聴覚障害者への理解促進  
 ・聞こえないこと・聴覚障害者の暮らしへの理解を広める  
 ・サークルへの支援

人材養成  
 ・支援者の高齢化  
 ・意思疎通支援者の養成  
 体制の充実  
 ・若者をターゲットとした養成

環境整備  
 ・緊急時・災害時のコミュニケーション保障  
 府政における対応  
 ・京都府職員、特に警察・消防職員の手話学習・聴覚障害理解の普及

### 施策の推進体制

### 財政上の措置